

テーマ：タスク・シフト／シェア（その2）

Question

医師の働き方改革に関連して、タスク・シフト／シェアの推進のため、医療関係職種
の業務範囲の拡大等について様々な法律が改正されたと聞きましたが、何が改正されたのですか？

Answer

各医療関係職種の業務範囲の拡大・明確化について、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法がそれぞれ改正されました（令和3年10月1日施行）。これにより、RI検査に際し、これまでは医師等が行っていた静脈路の確保やRI検査医薬品を投与する行為、投与終了後に抜針及び止血する行為を診療放射線技師が行えるようになった他、臨床検査技師は、超音波検査において、静脈路の確保から造影剤の接続・注入、終了後の抜針及び止血の一連の行為が行えるようになり、また、救急救命士は、これまで医療機関に搬送されるまでの間（病院前）に重度傷病者に対して実施可能な救急救命処置について、救急外来においても実施可能となるなど、本来医師や看護師が担当していた業務をシフトすることができるようになりました。

これらは、いきなりシフトするのは難しい内容になりますので、各医療機関において、どの業務をどの職種にシフトするかを検討の後、十分に訓練を重ねた上でシフトすることをお勧めします。

Question

タスク・シフト／シェアを効果的に進めるにはどのようにしたらいいのでしょうか？

Answer

厚生労働省医政局長通知（令和3年9月30日付医政発0930第16号）を参考にしてください。この中で、「意識」「知識・技能」「余力」の3つの観点からタスク・シフト／シェアを効果的に進めるために留意すべき事項が整理されています。

意識 個々のモチベーションや危機感が重要であり、医療従事者全体の意識改革・啓発に取り組むこと

知識・技能 医療安全を確保しつつ、タスク・シフト／シェアを受ける側の医療関係職種の知識・技能を担保することが重要。教育・研修の実施に当たっては、座学のみではなくシミュレーター等による実技研修のほか、指導方法や研修のありかたの統一・マニュアル作成を行う

余力 タスク・シフト／シェアを受ける側の医療関係職種の余力の確保も重要であり、ICT危機の導入や看護師その他の医療関係職種から別の職種へのタスク・シフト／シェアも併せて取り組むなどの業務の効率化を図る

※医政局長通知には、現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアが可能な業務の具体例も紹介されていますので、ぜひ参考にしてください。

無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします（秘密厳守）。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ